

増税なき財政再建は可能なのか

～ 所得税を題材の中心に据えて～

企画調整室（調査情報室） 柿沼 重志

2005年6月21日、政府税制調査会は、「個人所得課税に関する論点整理」と題した報告書を公表した。その後、同報告書に対しては、「明確な歳出削減シナリオが提示されていない現段階においては、増税シナリオの提示は時期尚早であり、歳出削減のほうが先ではないか」といった批判が各方面から相次いだ。とりわけ、定率減税の縮減、年金保険料の引上げ等が現実の政策スケジュールとしても既に決まっており、家計にとっては負担増の圧力を実際に感じている最中でもあったため、さらなる“増税”を示唆する同報告書は歓迎できないものに映ったようである。とりわけ、同報告書のシナリオは、“サラリーマン狙い撃ち増税”に他ならないといった不公平感に起因する不満の声が少なくない。すなわち、税の捕捉率に関して、クロヨン問題に象徴されるサラリーマンと自営業者及び農業者に大きな格差が存在したままで増税への舵を切れば、課税所得がガラス張りのサラリーマンばかりが大きい負担を強いられることになるのではないかと不満であり、公平性の観点からも無視できないポイントである。

一方で、我が国財政の現状を考えれば、歳出入バランスに大きな乖離が生じたままであり、歳出削減だけでその乖離を埋め、均衡を図ることは実現可能性が低いと言わざるを得ない。つまり、後世代への負担の先送りを断ち、中長期的な課題としての財政再建を実現するためには、増税も含む歳出入両面の改革が不可避ではなからうかと考えられる。

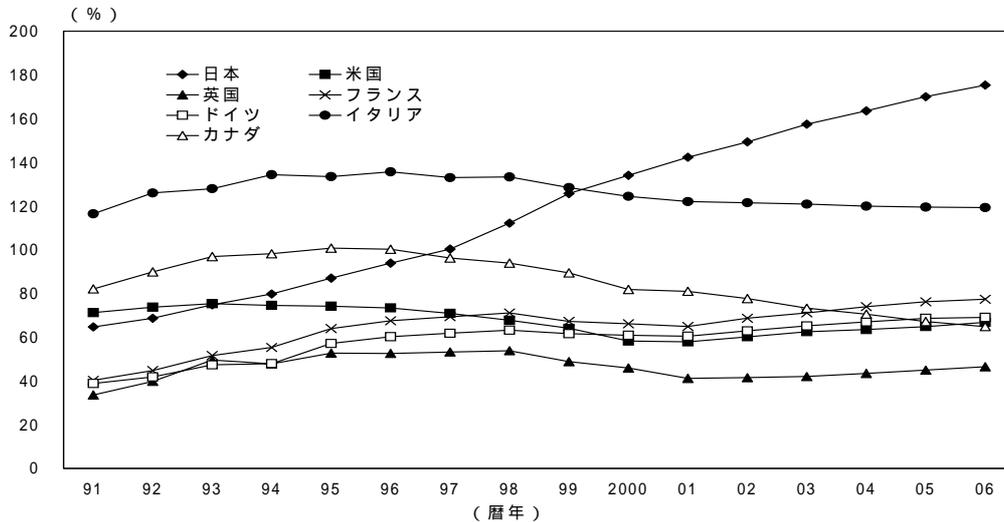
本稿では、こうした問題意識に立脚し、まずは我が国財政の歳出入バランスの乖離について統計的な整理を行う。次に、1990年代の減税政策により、課税ベースの侵食が進んだ所得税を対象とし、所得税が在るべき姿に変革を遂げるまでの課題についてマクロ的な考察を加える。その上で、実現可能性の高い財政再建シナリオを描くためには、実施のタイミングや規模には慎重な検討を要するものの、“増税”が不可避であることを指摘したい。

¹ ここでいう増税は所得税を対象を限定したものではない。例えば、金子宏東京大学名誉教授は、「わが国の社会は、急激に少子・高齢化しつつあるが、この高齢化社会の費用（介護・医療等々）を賄うためには、膨大な金額の財源を必要とする。その一部は、国と地方公共団体の歳出の節減によって賄うことができるが、大部分は収収その他の公的負担の増加によるほかはない。その場合に、最も妥当な選択は、消費税率の引上げである。消費税はきわめて大きな税

1. 我が国財政の歳出入ギャップの現状

我が国財政は国際比較においても突出して悪く、ストックの財政赤字である政府債務残高は、「未踏の領域」にまで達しつつある（図表1）。

図表1 政府債務残高（対GDP比）



（注1）一般政府ベース

（注2）2004年以降は、OECDによる見通し

（出所）OECD “Economic Outlook 76” より作成

そのため、財政再建が中長期的に実現すべき重要な課題であることに対しては、概ねコンセンサスが形成されており、政府も、「2010年代初頭における国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化を目指す」との目標を掲げている。

歳出入ギャップを埋め、財政収支を均衡あるいは黒字化させるためには、歳出削減、増税、歳出削減と増税の組み合わせの3つの政策手段のうちのいずれかを選択することになるが²、いずれのケースを選択しても国民に痛みを強いることを回避することは困難である。

以下では、国の一般会計に焦点を当て、歳出入ギャップの現状を統計的に整理することで、いかに増税なき財政再建が困難であり、歳出入両面の改革が不

収のポテンシャルをもっているだけでなく、高齢者も現役世代も等しくその負担を負うため、両者間の公平の確保に役立つからである。このことは、しかし、所得税の重要性を否定するものではない。所得税は、将来とも消費税と並んで基幹税としての位置を占めてゆくであろう。したがって、所得税が高齢化社会に適合するようにその構造改革を図ってゆくことは、税制全体にとってきわめて重要な課題である」と指摘している。

² その他、高い経済成長による自然増収が財政収支の改善に寄与するケースも考えられるが、諸外国の財政再建事例を見ても、自然増収はかなり限定的な寄与に過ぎず、自然増収だけでは根本的な解決手段とまではなり得ないと考えられる。

可避であるかを確認することにしたい³。

国の一般会計のプライマリーバランスは、とりわけ、1998年度以降悪化の度を高め、13～20兆円程度の赤字を続けている。仮に2005年度において、この乖離を歳出削減だけで埋めるとすれば、25%程度の大幅な歳出削減が必要となる(図表2)。もちろん、財政再建は単年度でなし得るものではなく、これは乖離の大きさを示す1つの参照値に過ぎないが、今後、負担の先送りから訣別し、財政再建を実現するためには、この乖離を埋めていくことが必要である。

その過程においては、政府が「経済財政運営と構造改革に関する基本方針(いわゆる骨太の方針)2005」で「歳出削減なくして増税なし」の考え方の下、歳出削減、行政改革を徹底し、必要となる税負担増を極力小さくする」との方針を掲げているとおり、まずは歳出削減が優先されるべきであり、増税はそれでも賄い切れない部分を補填するための手段と位置付けられる。しかしながら、今後、少子高齢化が急速に進展する中で、社会保障関係費を中心に歳出増圧力は、ますます強まることが予想されること等を加味すれば、歳出削減のみで実現可能性が高い財政再建シナリオを描くことの困難さは想像に難くない。

図表2 プライマリーバランス(PB)の推移等

(単位:兆円、%)

年度	P B (A)-(B)	税収等(A)	国債費を除いた歳出(B)	仮に(B)を 10%削減した 場合のP B	仮に(B)を 20%削減した 場合のP B	P Bを均衡させる ために必要な (B)の削減幅(注2)
1995	9.2	56.0	65.2	2.7	3.9	14%
96	6.3	55.4	61.7	0.1	6.1	10%
97	2.2	60.1	62.3	4.0	10.3	4%
98	15.8	54.0	69.8	8.9	1.9	23%
99	18.3	50.4	68.7	11.5	4.6	27%
2000	13.2	55.2	68.3	6.3	0.5	19%
01	13.7	56.4	70.1	6.7	0.3	20%
02	18.9	48.7	67.6	12.1	5.4	28%
03	20.4	45.5	65.9	13.8	7.2	31%
04	18.3	50.3	68.6	11.5	4.6	27%
05	15.9	47.8	63.7	9.6	3.2	25%

(注1) 2004年度までは補正後。2005年度は、当初予算ベース。

(注2) 歳出削減だけでPBを均衡化させる場合の必要削減幅。

(出所) 財務省資料等より作成

³ 財政制度等審議会が公表した『国の一般会計による長期試算』によれば、2015年度時点で国の一般会計のプライマリーバランスを均衡させることを想定すると、仮に歳出削減のみで均衡を実現するためには、10年後の歳出規模(国債費を除く)を試算結果に比べ約3割圧縮する必要がある。仮に増税のみでプライマリーバランスの均衡を実現するためには、10年後の歳入(公債金収入を除く)は試算結果に比べて約4割増加している必要がある(これを、消費税率引上げにより対応すると仮定した場合、現行の消費税率の国・地方の配分割合を仮置きすると、消費税率の引上げ幅は、現行の5%から約19%への約14%に相当する)。

2. 「空洞化」が進んだ所得税

国税のうち基幹税と言われるのは、所得税・法人税・消費税の3税である。本節では、先般の政府税制調査会で論点整理が公表された所得税を対象とし、歳出入バランスを是正する方途の1つとしての所得税の改革について若干の検討を加える。

まず、所得税の税収について見てみる。1990年代に景気対策としての減税が相次ぎ、課税ベースが浸食されたこと等により、所得税の税収は減少傾向を辿っている⁴。具体的には、2005年度の所得税の税収は13.2兆円（当初予算ベース）であり、ピーク時の1991年度の26.7兆円と比較すると半分以下の水準にまで落ち込んでいる。また、国税に占める所得税の割合についても、1985年度では40%程度であったが、消費税の導入に加え、所得税の減税が相俟って、2005年度では30%程度にまでその割合を低下させるに至っている（図表3）。

図表3 基幹3税（所得税・法人税・消費税）の税収

（単位：兆円、%）

年度	所得税		法人税		消費税	
	税収	国税全体に占める割合	税収	国税全体に占める割合	税収	国税全体に占める割合
1985	15.4	40.4	12.0	31.5	-	-
86	16.8	40.2	13.1	31.3	-	-
87	17.4	37.3	15.8	33.8	-	-
88	18.0	35.3	18.4	36.3	-	-
89	21.4	38.9	19.0	34.6	3.3	6.0
90	26.0	43.2	18.4	30.6	4.6	7.7
91	26.7	44.7	16.6	27.7	5.0	8.3
92	23.2	42.7	13.7	25.2	5.2	9.6
93	23.7	43.8	12.1	22.4	5.6	10.3
94	20.4	40.0	12.4	24.2	5.6	11.0
95	19.5	37.6	13.7	26.4	5.8	11.1
96	19.0	36.4	14.5	27.8	6.1	11.6
97	19.2	35.6	13.5	25.0	9.3	17.2
98	17.0	34.4	11.4	23.1	10.1	20.4
99	15.4	32.7	10.8	22.9	10.4	22.1
2000	18.8	37.0	11.7	23.2	9.8	19.4
01	17.8	37.1	10.3	21.4	9.8	20.4
02	14.8	33.8	9.5	21.7	9.6	21.9
03	13.9	32.1	10.1	23.4	9.7	22.4
04	14.7	32.2	11.4	25.1	10.0	21.9
05	13.2	29.9	11.5	26.2	10.2	23.1

（注1）2004年度までは決算ベース。2005年度は当初予算ベース。

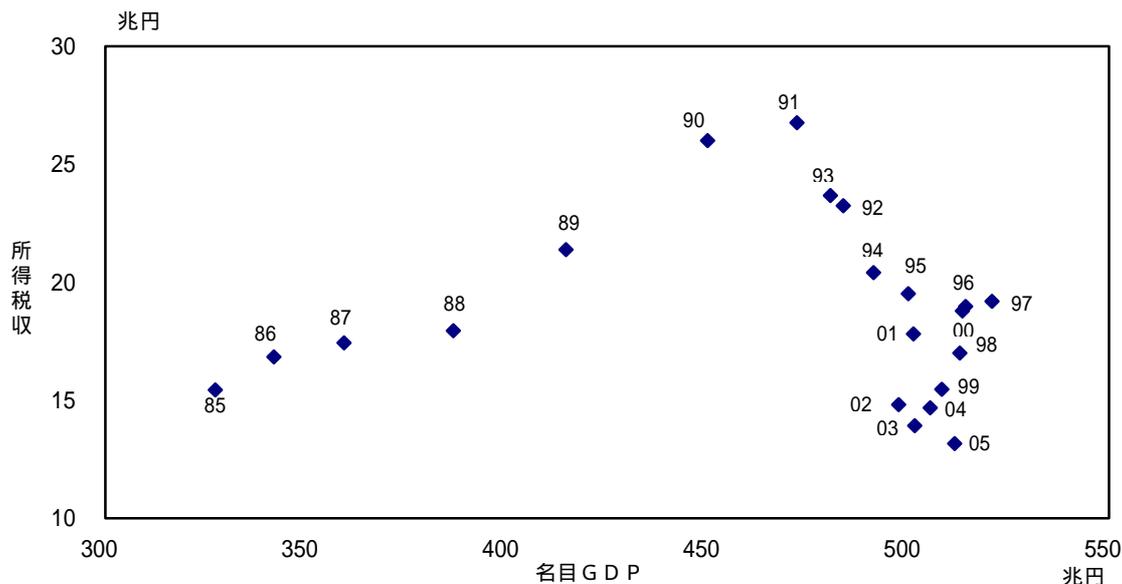
（注2）上表における国税は一般会計ベースにおける租税及び印紙収入。

（出所）財務省『財政統計』等より作成

⁴ このほか、2004年度以降については、国から地方への税源移譲の「暫定措置」として、所得譲与税が創設され、国税としての所得税の減収要因となったことも勘案する必要がある。なお、国から地方への税源移譲に関しては、2004年12月15日に公表された与党税制改正大綱において、「2006年度においては、我が国経済社会の動向を踏まえつつ、いわゆる三位一体改革の一環として、所得税から個人住民税への制度的な税源移譲を実現し、あわせて国・地方を通ずる個人所得課税のあり方の見直しを行う」旨の方針が示されている。

さらに、名目GDPと所得税収の散布図を見れば、1990年代以降、所得税の課税ベースが浸食されていく様子が明瞭である。すなわち、バブル崩壊前の91年度ごろまでは、名目GDPと所得税収には正の相関があり、名目GDPが増えれば所得税収も増えるという関係があったが、バブル崩壊以後の両者には、そうした関係は認められない(図表4)。

図表4 名目GDPと所得税収の散布図



(注) 図中の2桁の数字は該当する年度
 (出所) 財務省『財政統計』等より作成

当然のことながら、税収は、「税率」がどの程度かに加えて、どの範囲の所得が課税されているかという「課税ベース」の大きさに左右される。比喩的に言えば、税収は、「課税ベース(底)」に「税率(高さ)」をかけた、いわば立方体の体積としてイメージされる。

「広く薄く」が世界的な潮流となる中で、我が国においても、1980年代後半以降、税率構造の累進緩和(最高税率の引下げやブラケット⁵の簡素化)が行われ、「薄く」の改革は先行的に実行された。その一方で、「広く」の改革、すなわち、課税ベースの拡大は依然として進んでいないどころか、とりわけ1990年代においては、そうした理念とは逆行し、課税ベースが浸食されているのが

⁵ 税率適用所得区分のこと。ブラケットが細かく設定されていると、「ブラケット・クリープ」という現象が起こる。これは、所得が上がると、税率が高い次の一段高い所得区分(ブラケット)にはい上がり(クリープ)、結局は手取り収入が増えない状態を指す。

実態である。より具体的に言えば、景気対策という大義名分の名の下で、各種控除の引上げ等が実施されたことにより(図表5 - A) 税収の落ち込みがさらに大きくなったのである。

図表5 - A 所得税制に関する主な改正(1987～1999年度)

年度	改正の内容
1987	・最高税率の引下げ(70% 60%) ・ブラケットの簡素化(15 12) ・配偶者特別控除の創設
1988	・ブラケットの簡素化(12 6 5) ・最高税率の引下げ(60% 50%) 【一部を除き、実施は1989年～】 ・基礎控除、配偶者控除等の人的控除の引上げ
1994	・特別減税
1998	・定額減税(本人3.8万円、扶養親族等1.9万円)
1999	・最高税率の引下げ(50% 37%) ・ブラケットの簡素化(5 4) ・定率減税(本来の税額の20%を控除、ただし、減税の上限は25万円) ・扶養控除額の加算(年少扶養控除の創設、特定扶養控除の引上げ)

(出所) 政府税制調査会資料より作成

このように、我が国においては、「広く薄く」のうち「薄く」だけが先行し、「広く」の理念は置き去りにされてきた感は否めず、近年においては、「広く」の理念に適う方向での改正が徐々にではあるが行われている(図表5 - B)。

図表5 - B 所得税制に関する主な改正(2003～2005年度)

年度	改正の内容
2003	・配偶者特別控除(上乘せ部分)の廃止 【実施は2004年～】
2004	・年金課税の見直し 【実施は2005年～】
2005	・定率減税の縮減 【実施は2006年～】

(出所) 政府税制調査会資料より作成

今後は侵食した「課税ベース」を拡大する方向での見直しが求められるわけであるが、2005年6月21日に公表された政府税制調査会の論点整理は、まさに今後の議論のたたき台になり得るものである。所得税に関する人的控除等の縮小・廃止を検討すべき時期については意見が分かれるところであろうが、財政再建を実現するためには、景気情勢も勘案しながら、そう遠くない将来に真摯な検討を行うことは避けられないであろう⁶。

⁶ 政府税制調査会の石会長も、「個人所得課税に関する論点整理」で掲げた課題は、「4～5年かけて段階的に実施したい」としている(2005.7.2 読売新聞)。

3．消費税との関係を踏まえた所得税改革の必要性

消費税については、税率引上げの時期や引上げの幅については様々な意見があるものの、必要な歳出削減を経た上でなお財源が不足する場合には、増税はやむを得ないとのコンセンサスがほぼ形成されつつある。そうした点も踏まえ、2004年12月15日に公表された与党税制改正大綱でも、「2007年度を目途に、長寿・少子化社会における年金、医療、介護等の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通し等を踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現する」旨の方向性が示されている。また、日本経済新聞社が2005年7月に行った調査⁷においては、“増税が避けられない場合、所得税と消費税のどちらを増税すべきだと思いますか”の問いに対して、主に消費税：51.5%、主に所得税：24.9%、両方：8.3%、分からない：10.3%、その他：5.0%との結果が得られており、消費税率の引上げがいずれ不可避となるとの認識が浸透しつつあることを示唆するものとなっている。

所得税は、現役世代により多くの負担を課することになる一方で、消費税は、あらゆる世代に負担を広く課することができるほか、税収に大きなブレが生じにくく、安定的な税収が期待できるため、今後の社会保障を中心とした歳出増圧力に対処するためには、消費税にある程度依存せざるを得ないと思われる。しかしながら、消費税には、逆進性の問題があり、極端な税率引上げは低所得者層に過度な負担を強いることにつながる点を注視しなければならない⁸。消費税率の引上げやそれに伴う逆進性の問題を最小限にとどめるためにも、所得税の見直しは不可避である。すなわち、累進性を有する所得税と逆進性を有する消費税が補完し合うような税の組み合わせをどのように設計するかが、財政再建の実現に向けたマクロの歳入面での最大の課題である。

さらに、ジニ係数⁹でも明示されているように所得格差が拡大傾向を続け、不

⁷ 調査会社インフォプラントを通じインターネットで調査。全国の20歳代以上の会社員1,000人が回答（2005.7.10 日本経済新聞）

⁸ 逆進性を緩和する方策として、食料品等への軽減税率の適用が検討課題となるが、複数税率にする税務執行のコストが増大することにも留意が必要である。この点について、政府税制調査会の石会長は、「そもそも食料品の範囲を正確に定義することは困難だし、軽減税率の適用を目指し、ほかの品目（例えば、新聞など）を扱う業界が続々と要求を持ち込むことになる。食料品を軽減税率にしたからといって、高所得者も利用できることだし、必ずしも低所得者対策にはならない」としている（2005.7 税務経理）。

⁹ ジニ係数は、分布の偏りを計測する指標であり、0から1までの値をとり、1に近いほど分布に大きな偏りがあることを意味する。すなわち、所得分配においては、1に近いほど所得分配が不平等であることを意味する。

平等社会と揶揄する声もある中で、税による再分配機能は低下し、再分配機能は専ら社会保障に依存するようになってきている（図表6）。そうした観点からも、税率のフラット化が進み、その結果、再分配機能が弱まった所得税をどのように再構築していくべきなのか、その「最適解」の模索が今後まさしく問われることになる¹⁰。

図表6 税・社会保障による所得再分配の推移（日本）

年	当初所得	税による再分配所得 (当初所得 - 税金)		社会保障による再分配所得*	
	ジニ係数	ジニ係数	改善度(%)	ジニ係数	改善度(%)
	A	C	$\frac{A-C}{A} \times 100$	D	$\frac{A-D}{A} \times 100$
1984	0.3975	0.3824	3.8	0.3584	9.8
87	0.4049	0.3879	4.2	0.3564	12.0
90	0.4334	0.4207	2.9	0.3791	12.5
93	0.4394	0.4255	3.2	0.3812	13.2
96	0.4412	0.4338	1.7	0.3721	15.7
99	0.4720	0.4660	1.3	0.3912	17.1
2002	0.4983	0.4941	0.8	0.3917	21.4

(注) *は、(当初所得 + 医療費 + 社会保障給付金 - 社会保険料)
(出所) 金澤史男編『財政学』有斐閣、2005年4月、131頁より抜粋。

4. 鍵を握る不公平感の払拭

これまで考察してきたとおり、所得税の見直しにおいては、課税ベースの拡大が不可避である。すなわち、政府税制調査会の石会長が指摘するように、現行の所得税には、過去の政策税制を反映して所得控除が多く導入されすぎており、経済社会の構造変化とのミスマッチを招来している可能性がある¹¹。よって、タイミングや規模の問題はあるにせよ、役割が薄れたと考えられる所得控除の整理合理化を行う必要があり、今後の真摯な検討が求められる。

しかしながら、先般の政府税制調査会による論点整理の公表に対し、あれほどの批判が起きた背景には、クロヨン問題に象徴される不公平感があり、この問題を放置したままでは、課税ベースの拡大を中心とした所得税の見直しに向けて直ちに舵を切ることに対し、サラリーマン層からの合意を得ることは非常

¹⁰ 2006年度には、三位一体改革の一環として、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲が行われる予定であり、地方税である個人住民税の設計との関係も勘案する必要がある。

¹¹ 石弘光「所得税と消費税を基幹税に」『税務経理』時事通信社、2005年5月、5頁を参照。

に困難と言えよう¹²。さらに付言すれば、税に加え、年金保険料の支払いに関しても、サラリーマンと自営業者等に不公平感が存在する¹³ことが、この問題の困難さに拍車をかける結果になっていると推察される。

こうした我が国の現況とはまさしく対極にあるのがスウェーデンであり、同国では、自営業者等の所得捕捉や社会保険料の支払いについて、サラリーマン層が大きな不信感を抱くような状況にはなっていないと言われている。その背景には、「国民総背番号制(国民1人1人に固有のID番号を付与する制度)が実施されていることや、付加価値税(我が国の消費税に相当)の徴収に当たり取引の各段階で事業者インボイス(取引先から受領した税額を別記した書類)を発行させる方式を採っていることにより、自営業者についても、税務当局がその気になれば、かなりの程度までの確に所得の捕捉を行うことができる¹⁴」といった事情があるとされている¹⁵。また、スウェーデンでは、国税庁により税と社会保険料が一元的に徴収されている点も特徴的である。

スウェーデンと我が国では、人口規模や国土の広さ等々に大きな違いがあり、スウェーデンの制度をそのまま我が国に移植することは現実的ではないかもしれないが、その利点を部分的に抽出し、我が国に適合するようなシステムへの応用可能性を探ることは意義深いことであろう。

所得捕捉の強化を図る上で、喫緊の検討課題となるのは、納税者番号制度¹⁶の導入であろう。この納税者番号制度は、前述のスウェーデンをはじめ、米国、カナダ、イタリア等で既に導入されており、税務行政の効率化・高度化、ひいては適正・公平な課税に資するものと期待されている(図表7)。

¹² これを裏付けるように、前節で引用した日本経済新聞社が2005年7月に行った調査によれば、“所得捕捉(把握)率を巡るサラリーマンの不公平感は解消したと思いませんか”の問いに対して、解消していない:58.1%、どちらかといえば解消していない:17.3%、解消した:1.3%、分からない:19.8%、その他:0.8%との結果が得られている。

¹³ サラリーマンと自営業者の基礎年金に対する費用の負担額と負担方法が異なり、公平性が損なわれている。この点に関して、日本総合研究所の西沢和彦氏は、「(基礎年金部分の)給付は同一なのに、職業の違いで負担額と負担方法が異なることに、明確な根拠は見出しにくい」と指摘している(西沢和彦『年金大改革』日本経済新聞社、2003年3月、56-59頁を参照)。

¹⁴ なお、スウェーデンでは、住民登録及びID番号の付与は税務署で行うこととされており、例えば、病院で子どもが生まれた場合には、病院から税務当局に出生届が提出され、これを受けて、税務署が新生児にID番号を付与することとなる。

¹⁵ 詳細は、井上誠一『高福祉・高負担国家 スウェーデンの分析』中央法規、2003年3月、310-311頁を参照。

¹⁶ 納税者番号制度とは、納税者に広く番号を付与し、各種の取引の相手方(金融機関等)に番号を告知するとともに、納税申告書及び取引の相手方が税務当局に提出すべき法定資料に番号を記載することを義務付けることによって、納税者に関する課税資料を、その番号に従って集中的に管理する方式である。

図表7 主要国における納税者番号制度の概要

	実施年	番号の種類	適用業務	付番維持管理機関
米国	1962年	社会保障番号	税務、社会保険、年金、兵役等	社会保障庁
カナダ	1967年	社会保険番号	税務、失業保険、年金等	人的資源開発省
スウェーデン	1967年	統一コード	税務、社会保険、住民管理、諸統計、教育等	国税庁
デンマーク	1967年	統一コード	税務、年金、住民管理、諸統計、教育等	内務省 中央個人登録局
ノルウェー	1970年	統一コード	税務、社会保険、諸統計、教育、選挙等	登録庁
イタリア	1977年	統一コード	税務、諸許認可等	経済財政省
オーストラリア	1989年	統一コード	税務、所得保障等	国税庁
韓国	1993年	住民登録番号	税務、社会保険、旅券の発給等	内務部
シンガポール	1995年	統一コード	税務、年金、車両登録等	内務省 国家登録局

(出所) 政府税制調査会資料より作成

ただし、納税者番号制度は魔法の杖ではなく、同制度さえあれば、適正・公平な課税が全面的に実現するわけではない¹⁷。さらに、同制度の導入には、プライバシーの保護という大きな問題をクリアしなければならない。

そうした点も勘案しつつも、サラリーマン層が自営業者や農業者に感じている不公平感を緩和、ひいては解消するためには、所得捕捉の強化が不可避である¹⁸。納税者番号制度の導入は、それを実現するための一つのツールとしての可能性を有し、従来以上に積極的な論議を行う必要がある。

5. 実現可能性の高い財政再建シナリオに増税は不可避

苦い薬をいつかは飲まなければ、後世代に対するさらなる負担の先送りに歯止めをかけることはできず、政府債務残高も累増を続けることになる。臨界点がどこにあるのか具体的な数字を推定することは不可能であるが、このまま歳入バランスの不均衡を放置し続ければ、いずれ財政赤字の負の効果¹⁹が顕在化しかねないというリスクから目をそらすべきではない。

財政再建を進めていく上で、欠かせない視点は、いかに財政の持続可能性を

¹⁷ 政府税制調査会の論点整理でも、「納税者番号制度には取引の全てを把握できるかといった量的な面に加え、個々の取引の質的な把握という面でも限界がある」と明記されている。

¹⁸ それと併せて徴税体制の強化も必要であるが、行政改革の流れの中で、国税職員を大幅に増員することは実現可能性の低いシナリオであろう。ただし、サラリーマンについても現行の源泉徴収から確定申告に移行する層が今後かなり増えた場合には、税務執行面で何がしかの問題が生じる可能性がある。その場合には、国税庁と社会保険庁の統合により、税と社会保険料の徴収を一元化することも選択肢の1つとして排除すべきではなからう。

¹⁹ 財政赤字の累増により、長期金利が上昇し、国債価格が暴落することや利払い費が嵩み政策的経費を圧迫すること等を通じて、活力ある経済社会の実現に大きな足枷となることである。

高めていくかということであり、いわゆる「ドーマー条件」²⁰が重要になる。つまり、財政破綻が現実のものとなることを回避するためには、「名目成長率 名目長期金利」の状態を実現すること、プライマリーバランスを黒字化（あるいは均衡化）することが必要となる。

しかし、を恒常的に実現することは、我が国のみならず諸外国の過去のデータから見ても、困難である²¹。一方、については、中長期的に必ず実現していかなければいけない目標であり、我が国の財政を本格的に再建していくには、プライマリーバランスの均衡では不十分であり、諸外国の財政再建過程を見ても、いずれは相当の黒字幅が必要となる。

本稿の第1節でも俯瞰したとおり、我が国の歳出入ギャップは非常に大きく、プライマリーバランスを均衡させるだけでも、歳出削減だけに手段を限定した場合、かなり大幅な削減幅を要する。歳出削減が優先されるべきだとしても、必要最低限の歳出は確保すべきであり、極端に大幅な削減は実現可能性が低い。

すなわち、中長期的には、歳出入両面からの改革が必要であり、実現可能性の高い財政再建シナリオを描く際に、何らかの増税を織り込むことは不可避ではないか。どこまで歳出削減に踏み込むことが可能で、それでも足りない分はどの程度なのかを明らかにし、その分については、消費税に求めるのか、所得税に求めるのか、その他の諸税に求めるか、各種税金の持つ特質（逆進性や累進性等）を踏まえながら、望ましいタックスミックスを模索すべきであろう。

【参考文献】

- 石弘光「所得税と消費税を基幹税に」『税務経理』時事通信社、2005年5月
井上誠一『高福祉・高負担国家 スウェーデンの分析』中央法規、2003年3月
大田弘子『良い増税 悪い増税』東洋経済新報社、2002年3月
金澤史男編『財政学』有斐閣、2005年4月
金子宏「所得税制の構造改革」『ジュリスト』有斐閣、2004年1月
西沢和彦『年金大改革』日本経済新聞社、2003年3月
森信茂樹、北野祐一郎「経済成長と財政再建」『国際税制研究』清文社、2003年10月

（内線 3297）

²⁰ プライマリーバランスが均衡している場合、名目成長率が名目長期金利を上回っていれば、GDPに占める政府債務残高は発散せず、財政破綻は回避されるとの条件。

²¹ この点については、『経済のプリズム 第8号（特集 公的債務管理政策）』の35～36頁を参照。